

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成28年3月24日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 伊藤裕一君
 - 5番 長田麻美君
 - 6番 山本伸子君
 - 7番 杉森弘之君
 - 8番 須藤京子君
 - 9番 黒木のぶ子君
 - 10番 甲斐徳之助君
 - 11番 池辺己実夫君
 - 12番 守屋常雄君
 - 13番 市川圭一君
 - 14番 小松崎伸君
 - 15番 石原幸雄君
 - 16番 遠藤憲子君
 - 17番 鈴木かずみ君
 - 18番 利根川英雄君
 - 19番 山越守君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 柳井哲也君
 - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

平成28年第1回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成28年3月24日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 9号 牛久市行政不服審査会設置条例について
- 日程第 2. 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3. 議案第11号 牛久市消費生活センター条例について
- 日程第 4. 議案第12号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について
- 日程第 5. 議案第13号 牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第14号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第15号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第16号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第17号 農業委員会等に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第18号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第19号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第20号 牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第21号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第22号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第23号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第24号 牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第25号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第18. 議案第26号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第27号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20. 議案第28号 平成27年度牛久市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第21. 議案第29号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22. 議案第30号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第23. 議案第31号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24. 議案第32号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第25. 議案第33号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第26. 議案第34号 平成28年度牛久市一般会計予算
- 日程第27. 議案第35号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第36号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第37号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第38号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第39号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第40号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33. 議案第41号 牛久市道路線の認定について
- 日程第34. 議案第42号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第35. 議案第43号 工事請負契約の変更について
- 日程第36. 決議案第1号 「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について
- 日程第37. 意見書案第1号 性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について
- 日程第38. 意見書案第2号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第39. 意見書案第3号 安保法制(戦争法)の廃止および「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出について

日程第 4 0 . 請願第 1 号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

日程第 4 1 . 請願第 2 号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書

日程第 4 2 . 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第9号ないし日程第35、議案第43号の35件、日程第36、決議案第1号の1件、日程第37、意見書案第1号ないし日程第39、意見書案第3号の3件、日程第40、請願第1号及び日程第41、請願第2号の2件を一括議題といたします。



- 議案第9号 牛久市行政不服審査会設置条例について
- 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第11号 牛久市消費生活センター条例について
- 議案第12号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について
- 議案第13号 牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 農業委員会等に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 26 号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 平成 27 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 31 号 平成 27 年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 27 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 33 号 平成 27 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 平成 28 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 35 号 平成 28 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 28 年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 28 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 28 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 28 年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 28 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 41 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 42 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 43 号 工事請負契約の変更について
- 決議案第 1 号 「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について
- 意見書案第 1 号 性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3 号 安保法制（戦争法）の廃止および「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出について
- 請願第 1 号 T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願
- 請願第 2 号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書

○議長（市川圭一君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、秋山総務常任委員長。

平成28年3月24日

牛久市議会議長 市川圭一殿

総務常任委員会

委員長 秋山 泉

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第9号	牛久市行政不服審査会設置条例について	原案可決
議案第10号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議案第13号	牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第27号	牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第28号	平成27年度牛久市一般会計補正予算(第7号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第1号	性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第3号	安保法制(戦争法)の廃止および「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出について	否決

[総務常任委員長秋山 泉君登壇]

○総務常任委員長（秋山 泉君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成28年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第9号は、牛久市行政不服審査会設置条例についてであります。

本件は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、審査請求に係る裁決の客観性及び公正性を高めるため、審理員が行った審理手続の適正性等を審査する機関として、牛久市行政不服審査会を設置するものであります。

審査に当たり委員からは、どのような場合に専門委員を委嘱するのか。審査会の事務局はどこに置くのかについて質疑がなされ、市執行部からは3名の審査会委員では対応できないような専門的な審査請求があった場合に、その分野に特化した専門委員を委嘱して、3名の審査会委員とあわせて調査を行い審査の迅速化を図ること、また審査会の事務局は政策企画課に置くとの答弁がありました。

また、3名の審査会委員の人選方法について質疑がなされ、市執行部からは例えば弁護士であれば弁護士会に依頼して推薦を得て委嘱するとの答弁がありました。

また、不服申立ての種類は、これまでの審査請求及び異議申立ての2種類から、審査請求に一元化することで、市民の権利がむしろこれまでより制限されてしまうのではないかと質疑がなされ、市執行部からは一元化により市民の権利が制限されることはないこと、またこれまでは異議申立てについて、処分した課が再度審査し決定をすることがあったが、今後は審理員が審査しさらに行政不服審査会が審査することで、処分した課が携わらなくなること、今回の法改正の目的が迅速性、公正性、透明性を高めることであるとの答弁がありました。

また、救済の仕組みが後退するのではないかと、及びこれまでの件数、内容について質疑がなされ、市執行部からは審査請求期間がこれまでの60日から3カ月に延長されるので、救済の仕組みは拡大されること、異議申立ての件数については平成26年度で4件であり、内容については情報公開関係が1件、地方税関係が3件であるとの答弁がありました。

また、審理員の人選方法について質疑がなされ、市執行部からは審査庁は総務課が担当すること、審理員の人選についてはその処分について経験のあるほかの部署の管理職を充てる予定

であること、審理員が意見書をまとめ、行政不服審査会に提出し、審査会が意見書を審査する形になるとの答弁がありました。

議案第10号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本件は、行政不服審査法の改正により異議申し立て及び審査請求の2通りあった不服申し立て手続が、審査請求へ一元化されたこと、及び審査請求期間の延長に伴う改正、公文書の公開、及び開示に係る審査請求について引き続き牛久市情報公開・個人情報保護審査会において審理を行うための改正、固定資産評価審査委員会における審査申出書の受理、及び審理手続の改正、審査請求人等に対する実費弁償の額、及び支払方法の改正、並びに提出書類等の写しの交付手数料、及び当該手数料の減免規定を定めるため、10の条例を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久市情報公開・個人情報保護審査会との関係について質疑がなされ、市執行部からは提案理由で説明したとおり公文書の公開及び開示にかかわる審査請求については、引き続き牛久市情報公開・個人情報保護審査会において審理を行うものであるとの答弁がありました。

議案第13号は、牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、文言を改めるものであります。

審査に当たり委員からは、人事評価と退職管理の状況及び公表の仕方について質疑がなされ、市執行部からは人事評価については各評定者の割合の公表などを考えていること、退職管理の状況については現時点では、市の職員が再就職について働きかけを受けた場合についての公表を考えているとの答弁がありました。

議案第14号は、牛久市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

審査に当たり委員からは、具体的に説明を求める質疑がなされ、市執行部からは農業委員会等に関する法律の改正内容について、農業委員の選出方法を公募制から市町村の選任制に変更すること、農地利用最適化推進員の新設、農業委員会をサポートするため都道府県段階及び全国段階に農業委員会ネットワーク機構を指定することなどであり、今回の改正により第20条第2項が第26条第2項まで繰り下がったものであるとの答弁がありました。

議案第15号は、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正、並びに報酬月額表の職名、及び報酬額の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、新規の部分及び変更点について質疑がなされ、市執行部からは月額報酬表について従来学校司書について記載があったものを、中央図書館の司書が一般職非常勤職員に改められたことに伴い、統一して「司書」と改めること、また市場競売人の報酬について、業務の特殊性を勘案して1種16万円スタートであったものを18万円スタートとし、1種から24種まで2万円ずつ増額することであるとの答弁がありました。

議案第16号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、行政不服審査会委員、行政不服審査会専門委員、認知症サポート医、及び牛久市バイオディーゼル燃料連絡協議会委員の報酬額を定めるもの、並びに特別職の廃止、及び報酬額の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、今回削除された職名について質疑がなされ、市執行部からは今回の改正は労働性の高い職については特別職ではなく一般職として任用されるべきとの考えに基づき行われるものであり、市立幼稚園長、生涯学習センター長など、削除及び変更された職名について答弁がありました。

議案第18号は、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員法の改正に伴い引用条項を改めるものであります。

議案第27号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、非常勤消防団員の種別について、市役所消防隊を結成するに当たり現在の消防団員を基本団員とし、市役所消防隊の団員を機能別団員として定めるため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、市役所消防隊の団員が出動する際の通常業務との優先順位について、出動する時間は平日の執務時間だけなのか、20人の団員の所属内訳について質疑がなされ、市執行部からは極力出動のほうを優先してもらいたいこと、出動する時間は原則平日の執務時間内であること、所属については総務部・市民部から各5名、あとは1ないし2名が各部からであるとの答弁がありました。

また、土日などに地域で災害が起こった場合には出動するのかなどの質疑がなされ、市執行部からはあくまで機能別団員であるので、出動は原則平日の執務時間内に限られるが、大災害などの場合には消防団長の指揮下にあるので、協力を要請する可能性があるとの答弁がありました。

また、機能別団員として今後市内の事業所等に消防隊結成を広げていく考えがあるのかについて質疑がなされ、市執行部からは今後一般の団員が大きく減少しない限りは、機能別団員については市役所だけで考えているとの答弁がありました。

議案第28号平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、市税は市民税・特別土地保有税の増額計上であり、繰入金につきましては財政調整基金繰入金の減額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費につきましては国の補正予算に伴い、情報セキュリティ強化のための事業費等の増額計上、及び各事業における不用額の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、情報セキュリティ強化対策について、市税延滞金の大口案件の件数と内容について、個人番号カードの現状について質疑がなされ、市執行部からは情報セキュリティ対策については今回の補助金が出る以前から対策はしていること。市税延滞金の大口の件数と内容としては、1,500万円が1件、100万円以上が23件であること。個人番号カードについてはまず通知カードについて、市役所に返戻された2,667通のうち1,671通は市民にお渡しし、残り996通を保管していること。個人番号カードの交付状況については、6,415件の申請に対し876枚を交付済みであるとの答弁がありました。

また、特別土地保有税について、情報セキュリティ対策の静脈認証システムの内容について、行政区集会施設について、アミーチ・ディ・スローフード負担金について質疑がなされ、市執行部からは特別土地保有税についてはソーラーパネルの設置に絡んで任意売却が発生した土地を滞納者が滞納税に充てたものであること、静脈認証システムについては、マイナンバーを扱う限定された120台のパソコンに静脈認証システムを取りつける予定であること、行政区集会施設については当初予定していたかわはら台行政区の土地購入が再検討になったこと、及びその他契約差金による減額であること、アミーチ・ディ・スローフードの負担金については、協会の解散に伴い支出しなくなったものであるとの答弁がありました。

意見書案第1号は、性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出についてであります。

本件は、性犯罪・性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低1カ所は設置し、被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受けることができるようにすべく、政府に対し性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置の支援を含む施策の早急な実施を要望するものであります。

委員からは、これまで性犯罪については女性の人権と量刑が軽んじられてきた。司法制度も厳罰化の方向に向かっている。警察での取り調べや裁判における被害者の負担軽減、メンタル面でのケアもより手厚く必要である。また、年少時に被害に遭った方が成人に達したときに、当時の被害に対して告訴できるよう公訴時効を延長し、犯罪を適切に処罰していく必要があるなどのことから、本意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

意見書案第3号は、安保法制（戦争法）の廃止及び「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を

撤回することを求める意見書の提出についてであります。

本件は、国会においては「安保法制（戦争法）廃止法案」を可決し、政府においては「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回するよう要望するものであります。

委員からは、安保法制（戦争法）については、地方自治体が政府からの協力という名のもとに戦争に巻き込まれる危険性もあることから、本意見書を提出すべきであるとの意見がありました。また、地方議員として市民の生命・財産を守る立場から、本意見書の提出に賛成するという意見がありました。

以上11件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第14号、議案第15号、議案第18号及び議案第27号はいずれも全会一致により、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第16号及び議案第28号については、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第1号については全会一致により可決すべきものと決定し、意見書案第3号については賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

平成28年3月24日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

教育民生常任委員会

委員長 黒木のぶ子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
-------	----	-------

議案第19号	牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第24号	牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第25号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第26号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第28号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第29号	平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第32号	平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第33号	平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
決議案第1号	「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について	否決
意見書案第2号	子育て支援の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
請願第2号	「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書	採択

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成28年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第19号、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第20号、牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例について、及び議案第21号、牛久市公園条例の一部を改正する条例は、学校教育法の改正により、小学校から中学校まで義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることに伴い、改正するものであります。

議案第22号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は子育てに係る経済的負担をさらに軽減するため、現在中学3年生までを対象としている医療福祉費の支給対象者を、平成28年10月1日から高校生まで拡大するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、支給対象者を高校生まで拡大することによる補助金への影響、支給対象人数、費用、所得制限について質疑がなされました。市執行部からは、支給対象者を高校生まで拡大することによる補助金への影響はなく、支給対象人数は約1万7,000人、平成28年度は5カ月分の支給となり、平成29年度は2,250万円の負担増と見ている。市の単独事業であるので、所得の制限はないとの答弁がありました。

議案第23号は、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、神谷小児童クラブと神谷小さくら台児童クラブの2カ所を統合し、神谷小児童クラブとして運営するため、並びに神谷小さくら台児童クラブを小さくら台児童クラブとして土曜日に開級するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、過去3年間の児童クラブの人数、神谷小の児童クラブの定員、小さくら台児童クラブの土曜日開級の理由について質疑がなされました。市執行部からは、児童クラブの人数は平成26年は965名、平成27年は1,080名、平成28年は1,200名を超えている。土曜日開級については、駐車場の規模やセキュリティー等の問題で、これまで小さくら台児童クラブで実施しており、引き続き実施していくとの答弁がありました。

議案第24号は、牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、神谷小さくら台児童クラブが平成28年4月から神谷小児童クラブと統合されることに伴い、現在神谷小さくら台児童クラブとして使用している施設において、平成28年4月から子育て広場を新規開設するため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、開設日、すすく広場・のびのび広場の利用状況について質疑がなされました。市執行部からは、開設日は月曜・火曜・水曜の3日間であり、施設のそれぞれの利用者は2月末現在すすく広場が6,075名、のびのび広場が4,534名との答弁がありました。

議案第25号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、地域密着型通所介護事業に関する人員、設備及び運営等の基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、これまでの基準と比べてどの点が変わってくるのか、デイサービス施設の立入調査が条例で定められていくのか質疑がされました。市執行部からは、これまで厚生労働省の省令で定められていたものを牛久市の条例で定め、内容としては変わりなく、記録の保存年限だけこれまで2年だったものが5年となる。施設の立入調査は2年に1度、監査に入る予定であるとの答弁がありました。

議案第26号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、指定介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置が義務づけられたことに伴い、関連条項について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、運営推進会議、地域との連携について質疑がなされ、市執行部からは運営推進会議は6カ月に1度以上の開催ということで制定している。会議の構成委員は、サービスの利用者、サービスの利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員または地域包括センターの職員等で構成されることになっている。地域との連携について今回該当するのは、上柏田地区にあるたいせつの家が対象となっており、近隣のむつみ行政区と防災時の協定等を結んでいるとの答弁がありました。

議案第28号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち国庫負担金は公立学校施設整備費の増額計上、県支出金のうち県負担金は児童保護費等負担金等の増額計上、県補助金は保育園緊急整備事業補助金等の減額計上であります。

諸収入は、歳出事業の見直しに伴う牛久第二小学校保育園整備における設計委託費、整備工事費分の受託収入等の減額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費は民間事業者に対する地域介護拠点整備に対する補助、及び国民健康保険事業特別会計繰出金等の増額計上、並びに牛久第二小学校保育園建設事業の見直し、及び各事業における不用額の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、奥野小学校・牛久第二中学校におけるALTの平成28年度以降の指導について、小規模特認校のモデルケースとして学区外から通学する場合の財政的支援に

ついて質疑がなされました。市執行部からは、奥野小学校・牛久第二中学校の2名のALTは平成28年度も活用していく。学区外からの遠距離通学については平成28年度にモデルケースとして実施し、その結果を牛久市全体で捉えた中で財政的にどうしたらいいか検討していくとの答弁がありました。また、放課後こども教室でのタブレットの購入・活用について、児童クラブのおやつ代の減について質疑がなされました。市執行部からは、タブレットを5台購入とアクセスポイントをセットで整備し、インターネットを活用して効果的に個別指導ができるようにする。児童クラブのおやつについては、1日の食事の量・カロリー等を勘案しながら栄養士とも相談し、見直していくとの答弁がありました。

議案第29号は、平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入の主なものとして、国民健康保険税の減額計上、国庫支出金及び県支出金は高額医療共同事業負担金の減額計上等であります。共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金の減額計上等であります。

歳出の主なものとして、保険給付費は一般被保険者療養給付費負担金等の増額計上であり、共同事業拠出金は高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、保険料の徴収率、前年度の滞納額について質疑がなされ、市執行部からは今年度の保険料徴収率は92%から93%を見込んでいる。滞納繰越分については、約7億5,000万円を見込んでいるとの答弁がありました。

議案第32号は、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入の主なものは、介護保険料の減額計上、及び歳出予算の介護給付費の減額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等の減額計上であります。

歳出の主なものは、居宅介護、施設介護、それぞれのサービス給付費負担金等の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、成年後見制度のこれまでの実績について質疑がなされ、市執行部からは平成27年度までで11名の成年後見人がついているとの答弁がありました。

議案第33号は、平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入の主なものは後期高齢者医療保険料の増額計上等であり、歳出の主なものは後期高齢者保険料納付金の増額計上等であります。

決議案第1号は、「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議についてであります。

本件は、「小坂城址土地購入」に関する選定事務の調査及び調査の取りまとめ、公表を行うことを求めるものであります。

委員からは、報告書の作成に向けて再度委員会を設置すべきである。百条委員会を公開で行い、報告書を公開することが議会の責務であるとの意見がありました。

意見書案第2号は、子育て支援の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、支援を拡充するため十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を進めること、待機児童の解消、仕事と育児の両立支援の充実等を求めるものであります。

請願第2号は、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書であります。

本件は、青少年の健全育成のためには国、地方公共団体、その他の関係機関の密接な連携、一体的な取り組みが不可欠であり、「青少年健全育成基本法の制定」を求めるものであります。

委員からは、条例は各自治体が置かれている環境、社会状況など多岐にわたるものを勘案してつくられる。それを超えて法律を制定することは、地方自治の否定にもつながるのではないかと意見がありました。また、インターネット等情報通信の発達により、有害環境がつけられる状況もあり、各都道府県で条例があるが統一性がなく、効果が発揮できにくい状況があり、一本化した国での基本法制定が必要であるとの意見がありました。そのほか、茨城県の条例のどこが不備で、改正しなければならない点をはっきりさせなければ、国に対して法律制定は言えないとの意見がありました。

以上、15件であります。

付託された案件について審査の結果、議案第19号ないし議案第26号、議案第29号、議案第32号及び議案第33号は全会一致により、議案第28号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、決議案第1号につきましては賛成少数により否決すべきものと決し、意見書案第2号につきましては全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成28年3月24日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第11号	牛久市消費生活センター条例について	原案可決
議案第12号	牛久市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例について	原案可決
議案第17号	農業委員会等に関する法律第29号第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第28号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第30号	平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第31号	平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第41号	牛久市道路線の認定について	原案可決
議案第42号	牛久市道路線の路線変更について	原案可決
議案第43号	工事請負契約の締結について	原案可決
請願第1号	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願	不採択

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成28年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月22日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第11号は、牛久市消費生活センター条例についてであり、消費者安全保護法の改正により消費生活センターの組織及び運営等について条例で定めることが義務づけられことに伴い、

制定するものです。

審査に当たり委員からは、本条例の第9条に必要な事項は規則で定めると規定されているが、消費者安全確保地域協議会の設置については規則で定めるのかとの質疑がなされ、市執行部からは協議会の設置等について検討し、規則に定めていく方向で進めるとの答弁がありました。

議案第12号は、牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例についてであり、年々増加する不適性残土による土地の埋立て事案について、地域の安全や環境保全の観点から、規制強化を図るため改正するものです。

審査に当たり委員からは、土砂等による土地の埋め立て等について、牛久市内ではどのような事案があったのかとの質疑がなされ、市執行部からは平成27年度において2件の事案があり、1件は井ノ岡町地内で農地転用をして資材置場にする土地に建設残土を搬入した事案であり、もう1件は奥原町地内で太陽光発電を予定している土地に改良残土を搬入した事案である。いずれの事案も廃棄物対策課の指導のもとに、搬入した改良土等を撤去しているとの答弁がありました。

また委員からは、第7条に暴力団関係者の関与を制限する規定があるが、本条例の施行前に既に事業が進行している事案について、本条例が適用されるのかと質疑がなされ、市執行部からは本条例は平成28年5月1日の施行を予定しているため、施行以前に既に進行している事業については現行条例が適用されることになるが、現行条例には暴力団関係者の関与を制限する明確な規定がなく、暴力団関係者の関与について規制の対象外となる。本条例は、反社会的勢力が関係する事案に対して規制を強化する趣旨のものであるとの答弁がありました。

議案第17号は、農業委員会等に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条例の名称及び引用条項について改めるものです。

議案第28号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、生活環境施設整備基金繰入金の減額計上であり、歳出の主なものとしては農林水産業費について認定農家等に対する担い手確保・経営強化対策事業補助金等の増額、及び各事業における不用額について減額計上するものです。

審査に当たり委員からは、平成27年度は牛久市役所敷地内にBDF貯留タンクを設置していないということであるが、今後はどのように事業を進めていくのかとの質疑がなされ、市執行部からはBDF貯留タンクについては平成26年度に総合福祉センターに1基設置しており、今年度にもう1基を市役所敷地内に設置を考えていたが、市役所は年に数回行われるイベントの会場になっていることから、設置すれば敷地が手狭になってしまうことが懸念される。また、不特定多数の方が来庁するので、BDF貯留タンクを設けることはどうかという検討をした結

果、設置しないことを決めた。今後については、市役所敷地内には設置できないことから、総合福祉センターのBDF貯留タンクを共用していきたいと考えているとの答弁がありました。

また委員からは、取り扱う返礼品目をふやし人材も投入するなど、ふるさと寄附にもっと力を入れるべきではないか、返礼品を市内の特産品に限定することも重要ではあるが、ふるさと寄附金をどのような目的に使っていくかが最も重要ではないかとの質疑がなされ、市執行部からは返礼品として特に人気のあるメロンやスイカについては来年度返礼品用の数量をふやしてもらうよう生産部会と調整を進めており、今後はふるさと寄附を所管している総務課と協議していく。返礼品について、他の自治体では地元特産品に無関係な返礼品も取り扱っているが、牛久市ではどのような特産品があるかを知ってもらうことにより今後の消費につなげていくため、現時点では市内の特産品に限定しているとの答弁がありました。

議案第30号は、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）であり、歳入の主なものとして繰入金は一般会計からの繰入金の減額計上であり、市債については雨水対策分の公共下水道事業債の減額計上等であり、歳出の主なものとしては下水道建設について、上町排水区の調整池整備事業費等を減額し、柏田排水区の雨水管渠布設事業等を増額するものです。

議案第31号は、平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）であり、歳入の主なものとして使用料及び手数料は販売手数料の減額計上であり、繰入金は一般会計からの繰入金の増額計上であり、歳出の主なものとしては市場運営費及び公用車管理費について減額計上するものです。

審査に当たり委員からは、歳入として東京電力賠償金を計上しているが、この内容について質疑がなされ、市執行部からは原発事故によりタケノコやシイタケ等の作物が出荷停止となっている影響から、青果市場の販売手数料が減額となっている。そのため、平成21年度の販売手数料から算定して減額となっている金額について、東京電力へ請求している賠償金であるとの答弁がありました。

議案第41号は、牛久市道路線の認定についてであり、開発行為による11路線、県道田宮中柏田線の開通による1路線、及び橋梁台帳整備による1路線の、合わせて13路線を認定するものです。

議案第42号は、牛久市道路線の路線変更についてであり、開発行為による1路線、県道田宮中柏田線の開通による3路線、及び橋梁台帳の整備による1路線の、合わせて5路線を路線変更するものです。

審査に当たり委員からは、路線変更後の市道には橋梁部分が含まれていないのはなぜかとの質疑がなされ、市執行部からは茨城県の河川改修に伴う橋梁の統廃合により井ノ岡新橋が廃止

されることになったため、従前の2296号線について始点から廃止される橋梁の前までを終点に変更し、橋梁より先の部分については3481号線として新たに市道認定するとの答弁がありました。

議案第43号は、工事請負契約の変更についてであり、柏田第一雨水幹線管渠布設工事において到達立坑部の現地調査を行った結果、山留の設置予定箇所には地下支障物があることが判明したため、到達立坑の形状を変更するものです。

請願第1号は、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願であり、国や地域、さらには国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには拙速ともいえるT P P協定は国会決議に違反しており、そのようなT P P協定を国会で批准しないことを求めるものです。

審査に当たり委員からは、T P P協定については大筋合意に至ったということであるが、これは国会決議に違反しており、T P P協定は日本の農業だけでなく医療、保険、金融にわたるまで日本の国の形を変えてしまうという大きな問題を含んでいる。このようなT P P協定を国会で批准しないことを求める請願の提出は当然といえるとの意見がありました。

以上10件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第11号、議案第12号、議案第17号、議案第30号、議案第31号、議案第41号、議案第42号、及び議案第43号は全会一致により、議案第28号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、請願第1号については、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、山越予算特別委員長。

平成28年3月24日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

予算特別委員会

委員長 山越 守

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第34号	平成28年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第35号	平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成28年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成28年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

[予算特別委員長山越 守君登壇]

○予算特別委員長（山越 守君） 予算特別委員会委員長審査報告。

平成28年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第34号 平成28年度牛久市一般会計予算

議案第35号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第36号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第37号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第38号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第39号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第40号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上7件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月2日、3月11日、14日、15日の4日間にわたり委員会を開催し、奥野小学校、牛久第二中学校、地域医療連携センターの3カ所の現地視察を行うとともに、3月11日、14日、15日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、人事部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、シティプロモーションに関する予算が平成27年度と比較して大幅に増額となっている要因について質疑がなされ、市執行部からは増額の主なものとして牛久市の観光にとどまらない居住地とし

ての魅力を伝えるための動画制作とPR業務を広告代理店に委託するための予算であるとの答弁がありました。また委員からは、法人市民税の税率の引き下げによる市への影響について質疑がなされ、市執行部からは地方自治体間の税収の偏りを是正するとともに、交付税の原資とするため国税として地方法人税が創設されたことに伴い、牛久市の法人市民税の税率は12.3%から9.7%に引き下げることになる。それに伴い、平成28年度予算は約8,000万円の減収を見込んでいるとの答弁がありました。その他、コミュニティFM放送の委託料の予算が、平成27年度と比較して増額となっている要因について質疑がなされ、市執行部からはコミュニティFM放送局が開局したのが昨年8月24日であったため、平成27年度は7カ月余りの委託料を予算計上していたが、平成28年度は12カ月分の委託料を計上したことによる増額であるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、下根中学校に建設予定である仮設校舎の規模と想定される不足教室数について質疑がなされ、市執行部からはひたち野地区に新設予定である中学校の開校時期が平成32年4月を見込んでいるが、開校前の平成31年度には24クラスになると想定しているため、既存の下根中学校校舎の普通教室20教室では4教室不足している。そのため、下根中学校には普通教室4教室と特別教室1教室、それにトイレを備えた仮設校舎を建設する予定であり、平成28年度に2億1,500万円の予算を計上しているとの答弁がありました。また、小学校の図書室を運営する事業における需用費の予算が平成27年度と比較しておおむね半額の計上となった要因について質疑がなされ、市執行部からはこの需用費の予算は図書を購入するための予算であり、クラス数から割り出した図書標準と実際の図書数を比較して、図書標準を満たしているか調査をしているが、奥野小学校はクラス数が少ないこともあり157%、割合が低いとされる下根中学校では114%と、いずれも100%を超えている状況を踏まえ、平成28年度の学校図書購入予算については減額しても支障はないと判断した。しかしながら、ひたち野うしく小学校については98.8%であるため、重点的に図書を購入していく考えであるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、保育園の待機児童の状況と待機児童が生じる要因について質疑がなされ、市執行部からは平成28年4月の待機児童数は2次募集が終了した現時点で8人であり、全てが1歳児である。待機児童が生じた要因としては、保育施設の定員数から見た待機児童はゼロであるが、国の基準である保育士の定数を確保できていないために待機児童が生じているとの答弁がありました。また、老朽化した市営住宅の解体計画について質疑がなされ、市執行部からは市営の木造住宅は落合・新山・新町・猪子に存在しているが、これら4カ所の木造住宅を最も面積の広い猪子住宅に集約し、長寿化計画に沿った整備をしていく方針である。落合・新山・新町の木造住宅については順次解体し、用途廃止をした後に

敷地を売却し、売却により得た資金を事業費に充てる考えであるとの答弁がありました。そのほか、現入居者は高齢者が多いため、なるべく入居者の負担にならないよう住宅建てかえ後も家賃は据え置きとする努力をしていくとの答弁もありました。

次に、環境部・経済部・建設部等所管について委員からは、二酸化炭素排出抑制対策補助金を活用する事業を推進することにより、牛久市や市民への効果をどのように考えるかとの質疑がなされ、市執行部からはグリーンプラン・パートナーシップ事業については平成26年度から平成28年度の3年間にわたって物品の購入や工事を行うもので、ペレットストーブの導入、太陽光発電設備の整備、LED照明への入れかえ、コージェネレーションシステム、空調設備の更新などにより548トンの二酸化炭素が削減できるという見込みで計画を立てている。効果については、市庁舎の空調設備の更新計画を立てた当時の換算で約150万円の電気料金の削減が見込まれているとの答弁がありました。また、牛久グリーンファーム株式会社への補助金が計上されていないが、牛久市とグリーンファームの今後のかかわりについてどのように考えるかとの質疑がなされ、市執行部からは平成27年度までは補助金の予算計上をしていたが、平成26年度からはグリーンファームへの運営補助金を支出していない状況であり、経営が安定していることから平成28年度以降は補助金の予算を計上する予定はない。グリーンファームを一般の農家と同じものとして捉え、市としては国や県からの補助金をつないだり、市独自の資材補助、ヘルパー補助の支援などを行っていくとの答弁がありました。その他、宅地耐震化事業を推進する事業の具体的内容について質疑がなされ、市執行部からは牛久市全域で大規模な盛り土の宅地がどの程度存在しているか洗い出しを行った結果、今現在で73カ所、面積で1.3平方キロメートル、割合で2.2%の大規模な盛り土の宅地が確認されている。平成28年度は、これらの大規模な盛り土の宅地について、盛り土の高さはどれくらいか、湧水はあるか、道路に亀裂が入っていないかなどの調査を行い、宅地カルテとして調査結果をデータベース化していくとの答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、一般被保険者高額療養費の予算が平成27年度と比較して増額となった要因について質疑がなされ、市執行部からは心臓疾患や脳の出血を伴う疾患についての医療費が400万円から500万円となる方々がおられるので、それらを見込んで増額計上となったとの答弁がありました。また、公共下水道事業特別会計について委員からは、老朽化した下水管の改築計画と今後の課題について質疑がなされ、市執行部からはみどり野地区の汚水管の入れかえ工事は平成25年度から昨年の7月まで実施していた下町ポンプ場の建てかえ工事のため一旦休止していたが、平成28年度から南一丁目地内において約550メートルの汚水管の入れかえ工事の再開を予定している。下水道の老朽化対策としては、雨水管は汚水管に比べると布設してからの経過年数が少ないも

が多く、現時点では長寿命化の必要性が低いことから、汚水管の長寿命化を優先して実施している。将来的には、ポンプ場や雨水管についても長寿命化の必要性が高まるため、新設費から維持管理費へと必要な経費が移行するものと考えられ、これらに対応していくことが今後の課題であるとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第34号、議案第36号、議案第37号、及び議案第39号は全会一致により、議案第35号、議案第38号、及び議案第40号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 大変失礼をいたしました。

秋山総務常任委員長に1つ確認をしたいことがございます。それは、閉会中の事務調査の件ということでございます。委員長も御存じかもしれませんが、過日の議員連絡会において、閉会中の事務調査の件についてはそれぞれの常任委員会で議論をするようにというような指示が、議長から出ていたものというふうに認識をしております。私が所属しております教育民生常任委員会においてもこれが議題になりましたし、傍聴をさせていただいた産業建設常任委員会でもこれが議題になりました。

総務常任委員会においては、これが議題に出たのかどうか、確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 秋山総務常任委員長。

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） それでは、石原議員の御質問にお答えいたします。総務常任委員会では、そのようなことはございませんでした。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄議員。

○15番（石原幸雄君） それでは、再度お尋ねをいたします。どうして、では議論が出なかったのか。その理由及び6月定例議会が予定をされておりますが、そのときの総務常任委員会では委員長としてこれを議題にする意思があるのかどうか、確認の意味で再度のお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（市川圭一君） 秋山総務常任委員長。

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 再度の質問にお答えいたします。

あくまでも今回の委員長報告は、総務常任委員会であったことを御報告するということになっておりますので、あえてそのことは差し控えさせていただきます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、産業建設常任委員会の委員長に質問いたします。

今、閉会中の事務調査の件が取り上げられております。産業建設常任委員会でも、同様に委員のほうからそのような議論が出されたと思います。委員長報告にはその記載が一切ございませんが、その経緯お知らせください。

○議長（市川圭一君） 板倉産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 遠藤委員の質問ですが、議案は閉じてからの問題ですので、私は前向きに検討するということでお話ししました。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 再度お伺いいたします。

確かに、議案を閉じましてから議論は始まりました。しかし、最終的にこの委員会の委員長報告は委員長一任でいいですかという項目が、たしかその後に入っていたと思います。ですから、その間の議論については、当然報告すべきだと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤議員、今のは回答を求めますか。

板倉産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 付託された案件につきましては全部報告しますが、外ですので私は前向きということでお話ししたわけです。いい方向に捉えてください。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、請願第2号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願書に対する反対討論を行います。

この請願は、昨年12月議会で引き続き提出されたものであります。前回提出された意見書は、各地の議会で自民党議員が提出した意見書と同様で、青少年の荒廃は家庭の崩壊や倫理・道徳教育を学校がしてこなかったことがその要因であると記述されておりました。また有害図書、テレビの有害番組などやインターネットなどの情報通信の発展とともに、新しい有害環境が作り出されていることが問題であるとも断じています。実に短絡的で、規制さえすれば青少年を守れると錯覚した時代錯誤の認識でしかなく、どうしてそうした社会環境が作り出されるのかという根源を見据えることもない内容でありました。

その点、今回提出された意見書案は、幾分こうした点が隠され、子供の権利という視点もつけ加えられました。しかしながら、多少言い回しを変えたところで、そもそも「青少年健全育成基本法」自体が国家発展のために子供の権利をも侵害しかねない法律であることは変わらないのであります。

この基本法は、2004年3月当時の自民・公明の与党が参議院に提出し、審議未了で廃案となったものであります。その後、2010年の参議院選挙自民党マニフェストでも、制定を公約に掲げております。この間、多方面から厳しい批判が寄せられました。この基本法では、「わが国社会の発展に資する青少年育成」を基本理念に据え、「子供の権利」ではなく「国家社会の発展に寄与するもの」と位置づけられております。本来あるべき基本法の基本理念とは、「国家社会の発展」ではなく「子供の権利保障」でなければならず、子供の成長発達権と子供の最善の利益を基本理念とすべきではないのでしょうか。

また、基本法第5条は、「保護者は青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならない」としています。基本法案を貫く「我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎」という基本理念と相まって、あたかもまず国家社会に対して親などの保護者が第一義的責任を負うかのように規定しているのであります。

しかし、本来は子供の権利条約にもあるように、親などの保護者の責務と国との関係については、大人は子供の権利を実現するための援助者としての役割を負うのであり、親などの保護者はその第一義的権限を有し、国は親などの保護者の権限行使を保障し、尊重するものではないのでしょうか。

我が国は、1994年に子供の権利条約を批准しています。このことは、国内法の整備には同条約を反映させなければならないということになります。したがって、青少年育成に関する包括的基本法を制定するに当たっては同条約が反映されるべきは当然であり、子供の権利条約の諸原則、「子供の成長発達権」「子供の最善の利益確保の原則」「子供の参加権・意見表明権の保障」のほか、「一切の差別禁止」「市民的権利の保障」等の重要原則を基本法に盛り込まなければならないと考えます。よって、こうした点を反映させていない「青少年健全育成基本法」を制定するよう国に求めることは、反対と言わざるを得ません。

今、国がなすべきことは、相次ぐ労働法制の規制緩和によって引き起こされた雇用破壊、長時間労働などにより危機的な状況に追いやられた家庭をめぐる環境を、子供たちの健全育成のために一家団欒できるようにすることではないのでしょうか。議員各位の良識に訴え、反対討論を終わります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 討論に入る前に、一言申し上げます。

3月15日日本共産党牛久市議団は、牛久市長に対して2016年度予算についての要望を行いました。2016年度予算についての要望、2016年度国家予算は2017年4月の消費税10%の大増税を前提とした上、社会保障改悪などによる国民に負担を押しつけるものとなっています。一方、大企業には減税をばらまき軍事費を突出させて戦争への道を進めるといって、極めて反国民的な予算と言わざるを得ません。

政府は、1億総活躍社会の実現に向けて「新3本の矢・安心につながる社会保障」をアピールしていますが、その反面社会保障費の大幅削減を強行しています。入院部屋代の引き上げ対象拡大、要介護1・2の人を介護保険から外す、物価下落時にも年金を削減など、今後もさらなる社会保障費の削減が計画されています。矛盾は大きく、国民の願いとの乖離は拡大するばかりです。

後期高齢者医療制度は、これまで保険料最大9割軽減してきた特例措置が廃止されると、高齢者の保険料がこれまでの2倍から10倍になる可能性があり、深刻な影響が懸念されています。国民健康保険の高過ぎる保険料は、国民が必要な医療を受ける大きな障害になっています。保険料の引き下げは喫緊の課題であり、そのためには国庫負担の根本的な引き上げこそが必要

です。

日本共産党は貧困と格差をただし、暮らし優先で日本経済再生を図るために、①大企業への減税はやめるとともに、消費税の10%中止、②軍事費を削減し、社会保障の充実を、③人間らしく働けるルールをつくる、④TPPから撤退し、日本の経済主権を回復する、このような4つの提案を行いました。そのような中、牛久市一般会計2016年度予算については、国の主導によるマイナンバー制度の導入はセキュリティー、情報漏えい問題など、市民の安心がまだまだ確保されないまま進んでおります。

根本市長になって初めての予算編成でもありますが、前市長の施策がぬぐい切れない予算となっている部分があることも理解できます。特にGPP導入による財政負担は重く、庁舎内・うしくあみ斎場等の空調更新で補助金はあるものの、市民生活に直結しないところでの予算化に問題があります。市の総合計画、実施計画に基づいてわかりやすい行政運営をすべきです。土地開発基金を使って必要のない土地所有がされているなど、今後の課題です。

一方市長の公約でもある①18歳までの子供の医療費拡大、②ひたち野うしく地域に中学校建設、③小坂城址の土地購入に関する第三者委員会の設置などが進められていることは評価できることであり、今後の市民目線での市政執行に期待をするものです。

日本共産党牛久市議団は、市の来年度予算に対し市民の立場に立った国家予算になるよう十分検討し、国に対し強く要望することを求めます。

それでは、請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願に対する賛成討論を行います。

TPP（環太平洋連携協定）は、日本やアメリカを初め12カ国が参加し、関税分野とともに貿易にかかわるルールを全面的に見直し、域内の貿易拡大を図ることを目的としています。

国会決議は、「米・麦・豚肉・乳製品・甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。また、交渉に当たっては2国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農業水産分野の重要品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合には脱退も辞さないものとする」、このようにしておりました。

政府は昨年10月5日、大筋合意によってTPP協定が既に決着済みであるかのように言っていますが、妥協できない点が幾つもあるからこそ、大筋でしか合意できなかったものです。その対策や今後の方針を定めた「総合的なTPP関連政策大綱」なるものを、11月25日に発表しました。大綱の内容は「強い経済の実現」「中小企業を後押しする新輸出大国」「農政新時代」などが言われていますが、裏付けの乏しいスローガンの羅列という感が否めません。輸

入拡大を約束した米については備蓄対策の改善、関税を大幅に引き下げる牛肉・豚肉についても経営安定の補填率引き上げなど、当面の対策が打ち出されているものの、聖域とされた5品目についてもこうした対策をとらざるを得ないことがそもそも大問題であり、重要5品目には手をつけさせないという国会決議が守られていないことを政府自身が認めたことになり、国会を軽視したやり方は許されません。

重要品目以外についても、野菜・果物も含まれますが、248品目のうち関税が残るものが27品目、わずか10%です。現時点においても、農業に与える影響額などについて政府は明らかにしていませんが、東京大学の鈴木宣弘教授の試算では農業分野の被害額は1兆円以上、農業生産額は13%もの減少、茨城県だけでも649億円減少するとしています。

安倍首相は「国民との約束は守られた」、このように言っておりますが、大筋合意の中身をどこから読んでも国民との約束や国会決議は保護にされ、重要5品目を守るどころか日本の農林水産業を国際競争にさらす、譲歩に次ぐ譲歩を行っていたことを示す内容となっております。

さらに、農林水産分野以外にもさまざまな影響について指摘をされております。食の安全の問題については、政府が発表した概要には日本の制度変更は必要ないとされ、あたかも食の安全が確保されたかのような報告ですが、全文が記載された英語版の協定案では、アメリカが求めていた食品添加物の認可数をふやすことを決めた閣議決定を誠実に実施することを約束しています。

日本の皆保険制度など、おのおの国が制定した社会保障などのルールが、多国籍企業の活動の妨げになると判断されれば企業が国を訴えることができるISD条項についても、濫訴防止のために3つの抑制規定を設けたと成果が強調されていますが、いずれにしてもこれまでのISD条項の規定に既に含まれている条項であり、抑制の保障となり得るものではありません。薬価についても、日本の薬価制度が一層脅かされる危険が示されています。

政府調達については、日本側の企業がベトナムやタイなどに進出可能となるなど、日本からの企業進出について述べられている一方で、では日本にどのような企業の進出が想定されるのか、またその際公共事業の入札などにどのような形で関与してくるのか、説明がありません。これから、協定の最終文書がつけられ、各国が調印することができるのか、予断を許しません。

大筋合意では、アメリカか日本かどちらか1国でも批准しなければ、発行しないという規定が盛り込まれました。アメリカでは、北米自由貿易協定の経験から、自由貿易協定は国内の雇用を壊すことが国民の常識になっており、アメリカの批准は大統領選挙・議員選挙後と見られています。アメリカの状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのは余りにも拙速過ぎます。

以上、今回明らかになった大筋合意の内容は、私たちの暮らしや農業・経済などに深刻な影響を及ぼすものであり、国会決議に違反するTPP協定の批准に突き進むことは許されません。

よって、請願第1号に賛成をいたします。良識ある議員各位の御賛同を心からお願いいたしますして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」の請願に対する反対討論をいたします。

「青少年健全育成」という形の表題を素直に読めば、何ら反対する理由はないように感じますが、これは2000年ころから自民党が表題を変えながら出してきたものです。そうした中、今までさまざまなメディアからの情報が子供に影響するということを考えて自民党は出したと言われておりますが、法的に規制しようと論議してきたわけですが、憲法で定められている表現の自由にかかわる法規制として反対論が根強かったわけです。

そうした中、2001年10月に東京都が青少年健全育成条例を施行し、その条例が30万円も罰金を課すというほどの大変重い規制強化でありました。東京都ばかりではなく、多くの都道府県には同様の青少年育成条例があるわけです。なのに、なぜ今提出なのか。子供の養育のセオリーどおりのフレーズを並べて、何をどうしたいのか、一番重要な具体性に欠けております。国に法制化を求めるその真意が理解できません。「青少年の健全育成のため」とは聞こえがいいが、拡大解釈で言論・表現の自由が狭められる危険性があると懸念もいたします。

また同様に、高市総務大臣が電波停止発言で報道を威圧し、民主主義の基本の報道の自由さえ縛ろうとしていることから、牛久市からこの意見書が提出されるということは大変危険性があると考えます。

この請願を読み解きますと、大変具体性に乏しいファジーな表現なので、国が法制化したときどのような結果になっているか、はかることができません。紹介議員の皆様、ぜひ冷静に御判断し、反対していただきたいと思っております。

以上で、私の反対討論といたします。

議長（市川圭一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆さん、こんにちは。

請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書の賛成討論を述べさせていただきます。

青少年保護育成条例は1948年に茨城県下館町、現在の筑西市が条例で「18歳未満の者が午後10時から午前4時までの間に外出する場合は、保護者が同伴しなければならない」と定めたのが最初と言われております。都道府県においては、1950年に岡山県が図書による

青少年の保護育成に関する条例を制定したのをきっかけに、緩やかに全国の都道府県及び市町村で制定されております。また、長野県を除く46の都道府県で名称は違えど、青少年保護育成とその環境整備を目的に地方自治で条例が公布されております。

しかしながら、青少年の定義がまちまちであることや、条例の内容に自治体の格差から、請願書の趣旨にもあるように情報化社会の進展による新たな課題が発生していることも現実であります。地方住民の生活に密着した行政分野においては、住民に身近な地方自治体が住民の要求を満たすにふさわしい規制、その他の行政手法をまず開発して国に先駆けて条例でこれを実現していく、これは地方自治の精神からも確かに推進していくべきものであります。

その上で国は、各地方自治体のさまざまな試みの最大公約数的な施策を法律に取り入れ、これを国民に対し最低基準の生活を保障し、各自治体に遵守させるというのが正常な法秩序の発展の姿ではないかと考えております。

以上の観点を踏まえ、子供たちや若者の人権の尊重を第一に考えた一体的な取り組みを推進するための「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出案に関する今回の請願の意義を御理解いただき、皆様の御賛同を求めるものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 反対討論。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各事業特別会計の予算に関しては、先ほど遠藤議員が市長への申し入れについて述べたとおり、市民への負担が大きいことから反対するものです。

さて行政不服審査法が2014年、50年ぶりに改正され、日本共産党は国会審議において問題点を数多く指摘をしてきました。今回の市の条例改正においては、それら指摘した条項がかなり含まれた形となっています。①公平性向上のため、審査請求に対し当該行政処分に関与していない職員を審理員とし、第三者機関として行政不服審査会を設置。これまでの証拠書類の閲覧に加え、謄写したものを請求できるようになること、②不服申し立ての期間が60日以内から3カ月以内に延長されることなどです。

しかし法改正において、迅速化を理由に異議申し立て制度をなくすなどの制限が行われています。また、審査請求の審理は書面審理が原則、口頭意見陳述は例外となっていることです。2つには、迅速化のため標準審査機関を新設し、第16条において審査請求がその事務所に到達してから、当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な時間を定めるよう努めるとしております。3つには、公共の福祉に適合しない場合の棄却の新設です。旧法では、

「審査請求人の申し立てがあった場合において処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるための緊急の必要があると認めるときは、審査庁は執行停止をしなければならない」としていたものが、改正法においては「処分についての審査請求の却下または棄却」とされています。これについては、これが全て公共の福祉に適合するとは言えません。4つには再調査が新設されたことはよいのですが、審査請求は不作為行為など再審査の対象外となっていると、上級法に疑問が残ります。

総務常任委員会では、議案第9号・13号・16号についても関連議案として反対しましたが、精査の結果、議案第10号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてのみ反対をいたします。

議案第28号平成27年度一般会計補正予算について。

特徴は不用額により歳入歳出それぞれ約5億4,000万円の計上、財政調整基金の積み立ては4億1,930万円であり、お金がないと言いつつ年度末には財調の残高が約26億円になります。市民要求がもっと実現できたのではないか、財政運営に疑問が残ることを指摘しておきます。

さらに、ことし1月から本格運用が始まったマイナンバー制度については、全国でトラブルが相次ぎ、仕組みの矛盾が浮き彫りとなっています。マイナンバーの通知書を受け取れない世帯が依然として数百万規模で残されて、牛久では996世帯です。それだけでなく、政府が普及に力を入れる個人番号カードの発行でシステム障害が繰り返されていることが、新たな問題として浮上しています。これら問題を放置したまま制度を押し進めるのは、余りに乱暴です。今やるべきことは、噴出している問題点の徹底的な検証と、制度の見直しです。個人情報危険にさらし、国民への国家管理と監視強化につながるマイナンバー制度は、凍結中止し、廃止に向けた議論を行うことが必要です。

よって、平成27年度補正予算に反対します。

次に、請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてです。

「青少年の健全育成」という言葉で数々の問題点が一くりにされ、各界より非常に批判の多い請願です。請願は県条例を否定し、国に法律の制定を求めるものと言わざるを得ません。常任委員会においても、委員からは内容が不十分であることを指摘しました。また、請願人は県議会議員であります。県議会での条例改正の取り組みを優先した上で、国への法改正を促すべきであり、もしそれらが実施されているなら請願文に記載すべきです。

したがって、当市から選出されている県議員が当市議会に法整備の意見書を提出することを求めること自体、不適切であると考えます。

したがって、議案第10号、議案第28号、議案第35号、議案第38号、議案第40号、請願第2号に反対します。

以上、議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げまして、反対討論とします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願に対して賛成討論をいたします。

日本では、命の源の食品について言えば、食品の残留農薬や添加物の規制、遺伝子組みかえ、食品の表示義務づけや学校給食の食材には地産地消という地元優先制度があり、育ちゆく子供の健康に留意しております。また医療では、薬価制度や混合診療の制限などで、国民が誰でも安心して医療を受けることができます。しかし、このような日本の制度や規制がTPPの非関税障壁と見なされ、改廃を迫られる懸念があります。日本医師会前会長の原中勝征氏も、TPPは農業から医療・保険・食の安全・公共事業まで幅広い分野に影響を与え、当然雇用も失われると言っております。

過日、国会の予算審議の中でもこのTPPについて議論をしておりましたが、本来攻めである日本にとって輸出品目の中でも日米貿易の自動車は主要品目であるにもかかわらず、米国での現地生産では日本にとって雇用も生まれず、車に必要な部品も日本のものを使っていないことが指摘されておりました。国の政治の役割は、国益を守り、国民の生命財産を守るべきであるのに、どうして安倍政権は国民に対しTPPに参加した場合のメリット・デメリットを、国民に十分な情報を提供することもなく、国民から広く意見を聞くこともなく、国民的議論を行うこともなく、国民不在で甘利前大臣に交渉を全てお任せしたという経緯があります。なぜという疑問が、やはり一国民として疑問ばかりが出てまいります。まさに、背景にある新自由主義や米国の自国利益優先主義を考えれば、日本の農地法も早かれ遅かれ撤廃され、農業にも自由参入し、農業がTPPで滅びゆく運命になるのではないかと大変危惧しております。

このよい例が、お隣韓国が2012年3月15日発行した米国とのFTAです。FTAはミニTPPと言われているので、当然反対がありました。300もの団体が反対し、そして多くの学識者が反対したにもかかわらず、国際競争力の強化、そして自由化とグローバル化が美化され、FTAが締結されていったのです。結果どうなっているかといえば、常に利益が優先され、貧富の差が拡大し、農業を初め仕事と暮らしへの危機が広がりつつあります。そしてまた、行政の自治権も脅かされ、公益上の必要性さえも考慮されず、また医療は利益優先となり貧困層は治療に行けず、高騰した薬も利用ができなくなっているという現実があります。そして、雇用もコスト削減のため一方的な解雇をした自動車メーカーでは、1社の中で22人もの自殺

者が出たとされています。これも、企業の利益だけが行き過ぎた競争の弱肉強食そのものの結果です。

食料についても、TPPによって大量生産による低価格に太刀打ちできなく、日本の農業が減びてしまった場合、昨今の異常気象で食料の安定輸入ができなくなれば、考えられることは価格の高騰となり、経済的弱者にとっては大変命を脅かす状況となってまいります。

TPPは、このようにさまざまなことを想定してみても、わずかな人の利益のために多くの国民が被害に遭うことを考えれば、軽々に賛同してはいけないのではないかと考えます。なぜ議員になったのか、そしてやるべきことは何か、答えはみんなが日々安心して生きていける社会、安心して暮らせる社会環境をつくり、そしてまた未来を担う子供たちに引きつないでいくためと考えます。

良識ある議員の皆さん、ぜひ御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 小坂城址土地購入疑惑解明を求める特別委員会の設置を求める請願についての賛成討論であります。

○議長（市川圭一君） 利根川議員、決議案です、請願じゃなくて。

○18番（利根川英雄君） 失礼しました。設置を求める決議案についての賛成討論であります。

これまで何度となく指摘をしてきました。しかし、再度指摘をさせていただきます。

昨年3月30日開かれる予定だった特別委員会は、委員のボイコットで成立できず流会となりました。その結果、委員会は自然消滅となりました。議会は市政のチェック機能を果たすところであり、言論の府でもあります。次回日程と出欠を確認し、開催を決めました。それを、当日突然ボイコットし、流会・自然消滅させた責任は重大だと言わざるを得ません。開催される予定だった委員会は、まとめなどを集約し、次年度の委員会予算を決めるものでした。市の予算を使い、その結論を出さないままの終結は、予算・決算を審議する議会として許されるものではありません。多くの市民からは、なぜ中途半端に終わってしまったのかと、厳しく指摘をされております。それは、昨年11月14日に実施された議会報告会でも明らかになりました。

第三者委員会も設置され、調査が始まりました。昨日傍聴しましたが、疑惑を一つずつ明らかにしていくとし、関係資料や議会資料などの提出が求められ、積極的調査が期待されるわけ

であります。市長の公約でもあるこの委員会は地方自治法によるもので、調定・審査・諮問または調査のための機関であって、その調査結果は何ら法的根拠はありません。証人尋問等もありません。議会としての調査は、「伝家の宝刀」とも言われる百条委員会であり、第三者委員会とは根本的な違いがあります。地方自治法第100条3項で、出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人、そのほかの関係人が正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処する。また7項では、民事訴訟に関する法令の規定により、宣誓した選挙人そのほかの関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3カ月以上5年以下の禁固に処すると定めております。

このように、第三者委員会とは明らかな違いがあります。議会としての役割を果たすためには必要な調査特別委員会であります。市民から議会への負託を受けた調査を終結させるためにも、設置は必要であります。今回の設置目的の大きな理由の1つは、第三者委員会とともにさらなる疑惑解明を行い、百条委員会の調査報告を作成し、終結させるためのものであります。これらが議会として最低限度の役割だと思うわけであります。

採決は、賛成か反対かでしかありません。もし判断できなければ、退席も可能です。市民の負託に応えるためにも、議会としてチェック機能を果たすためにも、議員各位の思想心情を超え、党派会派を超えた御賛同を心から訴えるものであります。

続きまして、安保法制（戦争法）の廃止及び「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出についての賛成討論であります。

安全保障関連法案（戦争法）が3月29日に施行されます。これによって、自衛隊は戦場において武器を使用することができます。そして日本は、戦争ができる国になっていくわけがあります。戦後71年、どの国が起こす戦争にも巻き込まれず、どの国の人たちを殺すこともありませんでした。これは、日本国憲法第9条で「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」。第2条では、「国の交戦権は、これを認めない」と定めております。自衛隊が他国において武器を使用することは、明らかに憲法違反であります。

私たちは、未来を担う子供たちに二度と銃をとらせない、戦場に送らないという強い信念を持っております。憲法を守り、立憲主義を守るということは、国民としての当然の義務だと思います。安保法制（戦争法）は、国を守る法律だと言っておりますが、国を守るのは武力によるだけではありません。憲法のもと、話し合いでの積極的な外交努力をすべきであります。

多くの国民は、戦争法施行に反対しております。ことし夏に行われる参議院選挙において、多くの団体・個人が政権をかえ、戦争法を廃止するための運動を大きく広げております。憲法や立憲主義を守るためにも、党派を超えた皆さんの御賛同を心から訴えまして、賛成討論とい

たします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 決議案第1号「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について反対討論をいたします。

さきの12月議会において、全会一致で第三者委員会の設置が可決され、去る2月19日に委員の委嘱式と第1回目に当たる委員会が開催されました。市民にも公開されたこの委員会を、私も傍聴してまいりました。委嘱式では、根本市長から委嘱状の交付が行われ、3名の委員からは偏見を持たず、調査に努めることや、利害関係がない立場である旨などの御挨拶がありました。

また、弁護士、司法書士、税理士の3名の方は、それぞれ茨城県の弁護士会、司法書士会、税理士会から推薦された方々とも伺いました。そして、昨日開催された第2回の委員会では、その調査内容に関して市民の目線で事務処理のみならず、土地購入金額の妥当性も含めた調査をしていくことが確認されました。私は、このような専門的立場、また中立で公正な立場から第三者委員会の皆様膨大な資料等に基づき、今後調査が行われる。その経過を尊重しつつ、見守っていきたいと考えます。

前回の百条委員会では、市民の貴重な税金を使って開催したにもかかわらず、結果を報告できなかったとありますが、今回のこの第三者委員会もまた市民の大切な税金を使って行われているものです。ならば、その調査の経緯を第一に考え、結果を待ちたいと思います。

以上のことから、この決議案について反対をいたします。議員皆様の御賛同を心からお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第9号ないし、日程第35、議案第43号の35件、日程第36、決議案第1号の1件、日程第37、意見書案第1号ないし日程第39、意見書案第3号の3件、

日程第40、請願第1号及び日程第41、請願第2号の2件について順次採決いたします。

初めに、議案第9号牛久市行政不服審査会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号牛久市消費生活センター条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員

長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号農業委員会等に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第25号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成28年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成28年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成28年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号工事請負契約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第1号「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、決議案第1号は否決されました。

次に、意見書案第1号性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号子育て支援の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員

長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号安保法制（戦争法）の廃止及び「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、意見書案第3号は否決されました。

次に、請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、請願第2号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時27分休憩

午後 1時03分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいま中根利兵衛君ほか3名から意見書案第4号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、意見書案第4号の1件を議題といたします。



追加日程第1 意見書案第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。22番中根利兵衛君。

〔22番中根利兵衛君登壇〕

○22番（中根利兵衛君） 意見書案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）

あすの社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いであり、このことは家庭を中心として国及び地方公共団体、学校、企業、地域等がおのおのの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題であります。

昨今、情報化社会の急速な進展に伴うインターネットや携帯電話などの新たな課題も懸念される中で、青少年をめぐる問題は大人の社会の反映であり、我々大人がみずからの行動を通じて、次代を担う若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むとともに、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指していくことが求められています。もとより、その際には一人一人の若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての的確な理解のもと、最善の利益が考慮される必要があります。

我が国においては、これまでも各都道府県の「青少年健全育成条例」がさまざまな問題に対処し、一定の効果を上げてきましたが、なお一層の努力が必要とされる状況が指摘されています。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、青少年をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、健やかな育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体、その他の関係機関及び国民各層の努力と、密接な連携のもとでの国民的な広がりを持った一体的な取り組みが不可欠であります。

以上の内容を踏まえ、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、施策を総合的に推進するため、国会及び政府に「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、朗読を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 意見書案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出に関して、反対討論を行います。少し長いです。

「青少年健全育成基本法」、これはまさに中国の言葉で言います「羊頭狗肉」という、それに相当するものだと思います。御存じのとおり、羊の頭を掲げて実際には犬の肉を売ると。私は、単なる「羊頭狗肉」ではなくて、「狗肉」のそれに「毒入り」というもの、こういったものが入った「羊頭毒入り狗肉」ではないかと、このように思います。

周知のとおり、そもそもこの「青少年健全育成基本法案」というものは、2001年の青少年有害社会環境対策基本法案の延長戦上にある焼き直しと言われたものであります。2001年の基本法は、個人情報保護法案、人権擁護法案とともにメディア規制3法あるいはメディア規制3点セットと呼ばれ、当時このメディア規制に対する国民の反対に遭って廃案になったものであります。さらに懲りずに、2003年7月16日自民党は「青少年健全育成基本法案」を作成し、「青少年健全育成会議」なる国の新組織を頂点として、「全国民一丸となって青少年の健全育成に邁進すべし」と、このようにいたしました。

当時、規制の対象にされていたのは主にマスメディアと呼ばれる新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどでしたが、現在はインターネットにも重点が置かれるようになってきています。どちらにしてもこの法案がメディア規制、政府の都合のよいメディアにすることが主な目標であることには変わりはなく、今回の請願書でもあるいは意見書でも「情報化社会の急速な進展に伴うインターネットや携帯電話等の新たな課題も懸念される」と述べているのは、まさにそのためにす

ぎません。今回のこの意見書には、「青少年をめぐる問題は大人社会の反映である」とも述べていますが、それでは大人社会の何が問題なのか、全く触れられていません。責任をマスコミ、あるいは学校、あるいは家庭に押しつけるだけであります。次代を担う若者に正義感や倫理観、思いやりの心を求めています、金権選挙が横行し、国や自治体でもこの牛久市でも小坂城址土地購入疑惑等不正疑惑がはびこっている現実に対し、ほっかぶりをして幾ら正義感や倫理観の説教をしても、効果がないのは当然であります。

小泉政権のときに、労働者派遣が拡大・合法化され、今派遣労働者を含む非正規雇用労働者が4割を超える。働いても食べられない、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアが1,000万人を超えている、こういう現状は大変深刻です。学校や職場などでも、一方的で過度の規制緩和、あるいは民営化などを含む市場原理主義、競争原理主義が拡大し、家庭をも破壊している現実には思いやりの心を吹聴する前に取り組むべきことがあるのではないかと考えざるを得ません。

この意見書案では、「地方レベルだけでなく国家レベルへ」と、このように言っていますが、国家レベルでも既に1979年から約40年間も、内閣府が「青少年育成国民運動」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を推進している事実があります。2011年の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、参加省庁等は各省庁全て網羅され、都道府県、市区町村、協力団体は青少年育成関係団体等26団体、協賛団体は業界団体、業界自主規制団体等60団体に達します。このように、国家レベルでも40年間にもわたって行われてきたものが、これで

しかし、40年間やっても全く効果がない。むしろ、この基本法を推進している本人たちが請願書にも、あるいは意見書にも書いているとおり、青少年を取り巻く環境は悪化しているのであります。だめなのに、なぜ出してくるのか。それは、青少年問題は正義名分で、本当の狙いはまさにメディア規制にほかならないからであります。

御存じのとおり、表現あるいは報道の自由というものを縛ることが、思想心情の自由、あるいは信教の自由などにも及んでいくことは、歴史が示すものでもございます。この意見書が青少年問題の解決には全く役立たないばかりか、真の狙いであるメディア規制の危険性を直視し、強く反対すべきものであることを議員諸氏が深く御賢察され、御賛同くださることをお願いするものであります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

提案者ですから、ほかの方でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

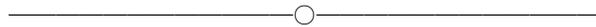
これより、意見書案第4号について採決いたします。

意見書案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第42、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成28年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 遠 藤 憲 子

署名議員 鈴 木 かずみ